

会議録（揭示用）

件名	第5回子どもの未来応援条例（仮称）の制定に関する検討委員会	作成課	こども未来局 こども福祉課
日時	令和4年 6月3日（金） 10時00分～12時00分		
場所	教委総合センター3階研修室		
出席者	子どもの未来応援条例（仮称）の制定に関する検討委員会委員10人 オブザーバー（子どもの未来応援ワークショップ受託業者）		
市出席者	こども未来局長、こども未来局次長、こども福祉課長		
会次第	<p>○協議</p> <p>(1) 鹿児島市子どもの未来応援条例（仮称）の制定について</p> <p>(2) 条例に盛り込まれることが望ましい事項</p>		
主な内容等	<p>（○委員 ●事務局）</p> <p>(1) 鹿児島市子どもの未来応援条例（仮称）の制定について</p> <p>○連携は悪いことではないが、制度のはざまで踏み込めないことがある。つなぐだけでなく、一緒にできるところまで条例で読むことができれば、理念だけでなく、具体的なところに一步踏み込める。</p> <p>●具体的な施策のバックボーンになるように、考え方を示すことができればと考えている。</p> <p>○条例の目的部分に現状の課題が書かれている。条例ができる事によって、これらの課題にどうアプローチするのか。課題へのアプローチがもう少し見えると、市民にとって分かりやすいと思う。</p> <p>○昨年度のアンケート調査の関係者にフィードバックできる取組があっても良い。</p> <p>(2) 条例に盛り込まれることが望ましい事項</p> <p>○鹿児島の相談体制は受け身のイメージがある。相談体制の充実とはアウトリーチのことなので、アウトリーチの視点を示しても良いのでは。</p> <p>○市民と地域の役割が別々に書かれていることが重要だと思う。</p> <p>○箱ものを作って、子どもの居場所を作っても、面倒を見てくれる人がいないという問題もある。子ども達が求めているものを見ていかないといけない。</p> <p>○子どもの定義について、他都市では18歳の年度末までとしている自治体もあるが、18歳未満とした理由は。</p> <p>●年齢については、児童福祉法や条約が18歳未満となっているので、18歳未満とした。条例では18歳未満と定義するが、施策の中で対象年齢についても検討する。</p>		